

企画競争提案説明書

1 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

大通公園野外コンサートイベント「SAPPORO SOUND SESSION（仮称）」運営業務

(2) 目的

本業務は、さっぽろオータムフェスト 2026 を開催中の大通公園において、PMF、札幌交響楽団、サッポロ・シティ・ジャズによる、さっぽろオータムフェスト連携事業である合同音楽イベント「SAPPORO SOUND SESSION（仮称）」を実施するものである。

本イベントの実施にあたっては、各団体の特性を活かした質の高い音楽ステージを創出するとともに、オータムフェストとの相乗効果による賑わい創出や観光客の満足度向上を図る必要がある。ついては、本イベントを安全かつ効果的に実施するため、民間事業者の柔軟な発想と専門的ノウハウを活用した企画・運営、会場設営、演出、広報及び進行管理業務等を委託する。

(3) 業務内容等

別紙、業務委託仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 31 日まで

(5) 予算額（事業規模）

17,800,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※上記金額は、本業務の契約締結に係る上限額（予定価格）であり、契約金額を示すものではない。

※本業務は、令和 8 年度札幌市予算にて実施するものであり、令和 8 年度予算が成立しなかった場合には、事業中止や内容等が変更となる可能性がある。

2 参加資格

提案者は、提案書類の提出期限において、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和 8～11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」または「その他サービス業」に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定に基づく北海道公安委員会の認定（または主たる営業所の所在する都道府県公安委員会の認定）を受けていること。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (7) 過去 5 年以内に、国または地方公共団体等が発注する、屋外イベントまたは音楽をはじめとする文化イベント等の制作・運營業務の実績を有すること。
- (8) 本企画競争への参加は、単独の法人に限るものとし、共同企業体（JV）による参加は認めない。

3 手続き等

(1) 日程（予定）

- ア 提案説明書等に関する質問の受付期限：4 月 7 日（火）17:00
- イ 質問に対する回答の公開：4 月 10 日（金）以降
- ウ 参加意向申出書の提出期限：4 月 13 日（月）17:00 必着
- エ 提案書類の提出期限：4 月 17 日（金）17:00 必着
- オ 一次審査（書類審査）：4 月 20 日（月）頃 ※応募多数の場合のみ実施
- カ 最終審査（プレゼンテーション）：4 月 22 日（水）予定
- キ 選定結果の通知・公表：4 月 23 日（木）頃
- ク 契約締結：4 月 30 日（木）頃

(2) 提案説明書等に関する質問

本業務に関する質問がある場合は、次のとおり電子メールにて提出すること。

- ア 提出期限：上記 3 (1)アのとおり

イ 提出先：webmaster@pmf.jp

ウ 件名：「SAPPORO SOUND SESSION 運営業務 質問書」とすること。

エ 様式：質問書（様式1）

オ 回答：質問者名は公表せず、PMF組織委員会ホームページにて公開する。

URL：https://www.pmf.or.jp/

(3) 参加意向申出書の提出

本企画競争に参加を希望する者は、次のとおり参加意向申出書を提出すること。

ア 提出期限：上記3(1)ウのとおり

イ 提出場所：下記12の担当部局

ウ 提出方法：持参、郵送または電子メール

エ 提出書類：参加意向申出書（様式2）

(4) 参加資格有無の通知

参加意向申出書の提出後、担当部局は各参加希望者について、上記2の参加資格の有無につき確認し、その結果を通知する。この通知を受けた者は、この通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を除く。）以内に、苦情の申し立てができるものとする。

(5) 提案書類の提出

企画提案を行う者は、次のとおり提案書類を提出すること。

ア 提出期限：上記3(1)エのとおり

イ 提出場所：下記12の担当部局

ウ 提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る）、Eメール（電子ファイル）

エ 提出書類および部数

（ア）企画提案書：10部（正本1部、副本9部）

（イ）見積書：1部

※（ア）、（イ）ともに、紙での提出に加え、PDFファイルにて3(2)イのメールアドレスあてに別途提出すること。

オ 用紙サイズ：原則A4とすること。ただし、図面など一部A4サイズでは説明に支障がある資料については、A3サイズとしてよい。

4 企画提案を求める項目

業務委託仕様書の内容を踏まえ、本事業の目的を達成するため、独自のノウハウやアイデアを盛り込んだ具体性のある提案を行うこと。

(1) 事業実施の全体方針に関する事項

- ア 本事業の目的に対する理解と、それを実現するための基本コンセプト
- イ 全体スケジュールの妥当性と、関係機関（オータムフェスト実行委、出演団体等）との調整計画

(2) 会場設営および空間演出に関する事項

- ア 大通西2丁目の環境および景観に調和した機能的かつ最大40～60人規模のオーケストラが効率的に演奏できるステージ計画
- イ 来場者の視認性と安全性を確保した会場ゾーニング（着座・立見エリア、動線計画）
- ウ 雨天時や日没後等、環境変化に対応するための対策

(3) 演出・技術・進行に関する事項

- ア 野外環境において、オーケストラの高品質な演奏を届けるための音響計画
- イ 異なるジャンル（ジャズ、オーケストラ等）の転換を、限られた時間内で効率的かつ安全に行うための舞台進行・要員計画

(4) 安全管理および運営体制に関する事項

- ア 多数の来場者が見込まれる中での雑踏事故防止策及び警備計画（夜間警備含む）
- イ 緊急時（荒天、地震等）における危機管理体制および避難誘導計画
- ウ 業務遂行のための実施体制および責任者の配置

(5) 広報・プロモーションに関する事項

- ア 観光客（特にインバウンド）への認知拡大を図るための効果的な広報手法の提案
- イ 配布物等の展開計画

(6) 調査・効果測定に係る事項

- ア 観光客（特にインバウンド）への認知拡大を図るための効果的な広報手法の提案
- イ 配布物等の展開計画

(7) 積算に関する事項

- ア 事業費の積算根拠の明確さおよび妥当性
- イ 限られた予算内での実現可能性及びコストパフォーマンスを意識した提案

5 審査の実施

(1) 審査委員会

3 (4)のとおり、参加資格を有する旨の通知を受けた者に対し、提出された企画提案書等を審査するため、大通公園野外コンサートイベント「SAPPORO SOUND SESSION (仮称)」運営業務企画競争実施委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

委員会において、提出された提案書類およびプレゼンテーション（ヒアリング）に基づき、別途定める審査基準により評価を行う。なお、応募者が多数であった場合、提案書類の審査事務を円滑に進めるため、プレゼンテーションの前段において提案書類による一次審査を行い、上位評価を得た者（例：3者以内）を最終審査対象者として選定する場合がある。

(3) 審査基準

別添「提案書評価基準」のとおり

(4) 審査日程

令和8年4月22日（水）に、札幌時計台ビルにて実施を想定している。出席者は、統括責任者を含めて3名までとする。

ヒアリングは、1者あたり約30分（説明約15分、質疑約15分）を想定する（時間は変動する可能性がある）。

ヒアリングの開始時間等、詳細は別途参加予定者に通知する。

6 契約候補者の選定

委員会による評価点の合計が最も高く、かつ委員会が別途あらかじめ定める最低評価基準点を超える提案者を契約候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数いる場合は、別記「提案書評価基準」において指定する「選定に係る特定評価項目（例：具体的な企画提案内容）」の評価点合計が高い者を優先する。この場合においてもなお同点の場合は、くじ引きにより決定する。

なお、最高得点者が基準点に満たない場合や、契約締結に向けた協議が整わない場合は、次点者を繰り上げるか、または選定を行わない場合がある。

また、提案者が1者のみだった際は、当該提案者の評価点が前述の最低評価基準点を超える場合に、当該提案者を契約候補者とする。

7 選定結果の通知

契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面により通知する。当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内（休日を除く）に、PMF組織委員会に対し書面により疑義の申立てをすることができる。

8 無効な提案

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案
- (2) 積算額（見積額記載の額）が上記1(5)の予算額（事業規模）を超える提案
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (4) 提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記2の参加資格を満たさなくなった者がした提案

9 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。

イ PMF組織委員会が本企画競争の実施（審査、広報、情報公開等）に必要と認めるときは、企画案をPMF組織委員会が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。契約候補者に選定されなかった者の提案内容については、本校で定める目的を除き、提案者の承諾なくこれを利用しない。

10 契約及び支払い

- (1) 選定された契約候補者と仕様書の内容及び見積金額等について協議を行い、合意に達した場合に契約を締結する。なお、協議にあたっては、提案内容を基本とする

が、予算の範囲内で内容の変更を求める場合がある。

- (2) 契約書は、PMF組織委員会が定める様式を使用する。
- (3) 業務委託料は、業務完了後の精算払いとする。ただし、必要があると認めるときは、前金払いをすることができる。

11 その他

- (1) 本企画競争への参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) その他詳細は、別紙業務委託仕様書による。

12 担当部局

(公財) パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会 総務課 桑原
〒060-0052 札幌市中央区南2条東1丁目1-14 住友生命札幌中央ビル1階
電話 011-242-2211